



2023年11月10日

各 位

会 社 名 株式会社アビスト  
代表者名 代表取締役社長 進 顕  
(コード：6087、東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員 経営企画部門長 藤田知哲  
(TEL 0422-26-5960)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年12月22日開催予定の第18期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第41条（剰余金の配当等の決定機関）及び第42条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第42条（期末配当金）及び第43条（中間配当金）を削除、第44条（配当金の除斥期間）を変更するものがあります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

### 3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2023年12月22日（金）

定款一部変更の効力発生日 2023年12月22日（金）

以 上



【別紙】変更の内容

(下線部分は変更を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第 6 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 7 条～第 41 条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 6 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(期末配当金)</u></p> <p><u>第 42 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下、「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(中間配当金)</u></p> <p><u>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>



<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 44 条</p> <p>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払いの期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条</p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>前項の金銭</u>には利息をつけない。</p>
---	---